

申 請

平成23年10月27日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年10月18日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限・摂取制限を解除すること。
福島県相双地方において産出された結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類
- 解除を申請する理由
平成23年10月11日から10月25日までに福島県相双地方の各地で実施した検査結果において、安全が確認された。
なお、解除後も引き続き、モニタリング計画による安全確認検査を実施する。
検査の詳細は、別添資料のとおりである。

結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類の
出荷制限・摂取制限解除計画（福島県相双地方）

1 出荷制限を解除する範囲

福島県相双地方のうち広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内を除く。）

2 制限解除までの検査計画（別添1参照）

（1）結球性葉菜類

相双地方（広野町及び川内村）において、この時期出荷が行われている品目のキャベツを検査対象品目として選定して、毎回町村ごとに2か所以上検査を実施し、結球性葉菜類及の出荷制限・摂取制限を解除する。

（2）アブラナ科の花蕾類

相双地方（広野町及び川内村）において、この時期出荷が行われている品目のブロッコリーを検査対象品目として選定して、毎回町村ごとに2か所以上検査を実施し、アブラナ科の花蕾類の出荷・摂取制限を解除する。

3 解除後の出荷管理計画

（1）出荷者の対策

ア 県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という。）の出荷者に対し、これまでどおり出荷制限品目の取扱いを文書やホームページ等により周知するとともに、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

イ 出荷団体等に対し、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

ウ 今般出荷制限を解除する相双地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コード等を掲載しており、生産物の生産市町村の絞り込みが可能となっている。

また、出荷者は生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能である。

それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。（別添2参照）

(2) 出荷状況の把握

県は、出荷制限等品目について、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通して隔週を目途に確認する。

また、系統外出荷団体等が添付するチラシ等については、系統外出荷団体等に対する説明によって周知する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供

卸売市場等に対して県内の制限解除となった地域以外の結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類で出荷制限等が引き続き指示されていることを周知するとともに、相双地方産出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

また、卸売市場の巡回により状況確認を行う。

(4) 解除後のモニタリング計画

解除後も東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類の出荷が見込める時期まで、検査を実施する。

(5) モニタリング調査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が得られた場合には、即時に当該町村からの当該品目の出荷自粛を求める。また、周辺地域の広がりについてモニタリング検査を行う。

福島県「相双」 広野町・川内村 検査実績及び計画

野菜類

暫定規制値 (ベクレル/kg)	Cs	I
	500	2000

分析機関

福島県農業総合センター

地域	栽培形態	市町村	解除計画					
			1回目		2回目		3回目	
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			10月11日		10月18日		10月25日	
相双	露地施設	南相馬市						
	露地施設	相馬市						
	露地施設	新地町						
	露地施設	飯館村						
	露地施設	広野町	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	広野町	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	楢葉町						
	露地施設	富岡町						
	露地施設	川内村	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	川内村	ND	ND	ND	ND	34	ND
	露地施設	大熊町						
	露地施設	双葉町						
	露地施設	浪江町						
	露地施設	葛尾村						

} 解除申請地区

} 解除申請地区

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のブロッコリーのない市町村

地域	栽培形態	市町村	解除後のモニタリング計画					
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			11月2日		11月9日		11月16日	
相双	露地施設	南相馬市						
	露地施設	相馬市						
	露地施設	新地町						
	露地施設	飯館村						
	露地施設	広野町	検査予定		検査予定		検査予定	
	露地施設	楢葉町						
	露地施設	富岡町						
	露地施設	川内村	検査予定		検査予定		検査予定	
	露地施設	大熊町						
	露地施設	双葉町						
	露地施設	浪江町						
	露地施設	葛尾村						

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のブロッコリーのない市町村

キャベツ

(別添1)

福島県「相双」 広野町・川内村 検査実績及び計画

野菜類

暫定規制値 (ベクレル/kg)	Cs 500	I 2000
--------------------	-----------	-----------

分析機関

福島県農業総合センター

地域	栽培形態	市町村	解除計画					
			1回目		2回目		3回目	
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			10月11日		10月18日		10月25日	
相双	露地施設	南相馬市						
	露地施設	相馬市						
	露地施設	新地町						
	露地施設	飯館村						
	露地施設	広野町	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	広野町	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	楢葉町						
	露地施設	高岡町						
	露地施設	川内村	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	川内村	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	大熊町						
	露地施設	双葉町						
	露地施設	浪江町						
	露地施設	葛尾村						

} 解除申請地区

} 解除申請地区

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のキャベツのない市町村

地域	栽培形態	市町村	解除後のモニタリング計画					
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			11月2日		11月9日		11月16日	
相双	露地施設	南相馬市						
	露地施設	相馬市						
	露地施設	新地町						
	露地施設	飯館村						
	露地施設	広野町	検査予定		検査予定		検査予定	
	露地施設	楢葉町						
	露地施設	高岡町						
	露地施設	川内村	検査予定		検査予定		検査予定	
	露地施設	大熊町						
	露地施設	双葉町						
	露地施設	浪江町						
	露地施設	葛尾村						

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のキャベツのない市町村

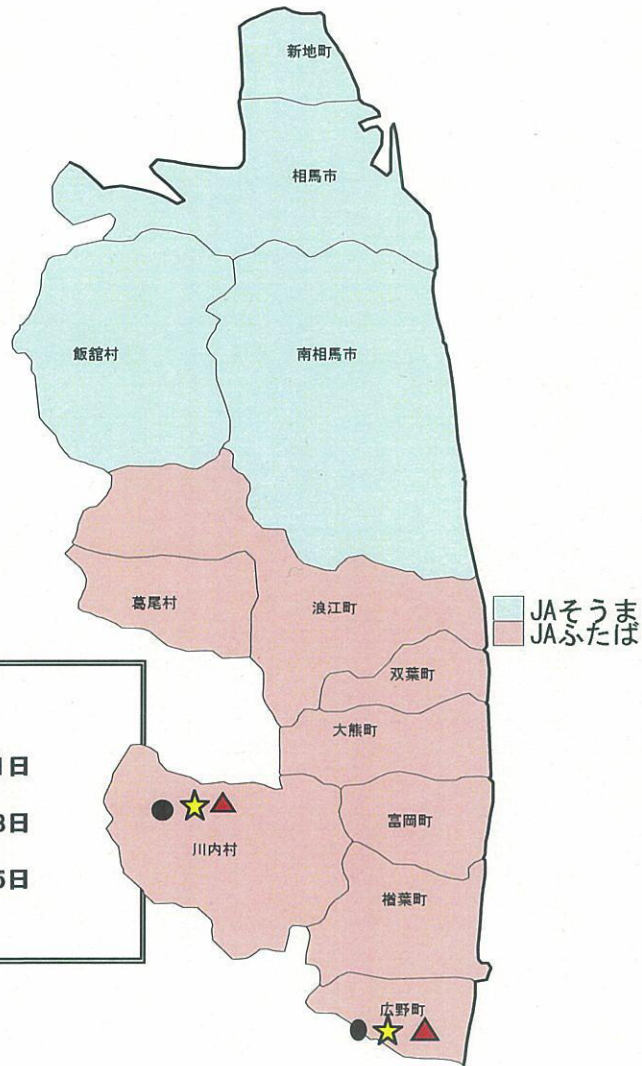
(別添2)

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
広野町、川内村	ふたば農業協同組合	広野町、川内村	結球性葉菜類
広野町、川内村	ふたば農業協同組合	広野町、川内村	アブラナ科の花蕾類

相双地方「キャベツ」モニタリング計画

(別添3)



検査(検査日)

- 1回目 : 10月11日
- ★ 2回目 : 10月18日
- ▲ 3回目 : 10月25日

市町村名	■キャベツ生産状況(夏秋キャベツ)			(冬キャベツ)			合計	検査対象市町村
	作付面積	収穫量	出荷量	作付面積	収穫量	出荷量		
	ha	t	t	ha	t	t		
広野町	0	5	1	0	5	7	8	○
川内村	0	5	1	0	2	4	5	○
檜葉町	1	9	4	0	10	9	13	
相馬市	4	66	50	2	58	100	150	
南相馬市	7	125	91	8	208	196	287	
富岡町	1	19	12	1	20	16	28	
大熊町	1	8	3	1	13	5	8	
双葉町	0	7	4	0	10	9	13	
浪江町	1	22	13	1	28	49	62	
葛尾村	1	8	5	0	2	2	7	
新地町	1	15	8	1	18	22	30	
飯館村	1	17	9	0	2	85	94	
地方合計	18	306	201	14	376	504	705	
解除申請区域計	0	10	2	0	7	11	13	
県合計	129	2700	1890	52	1390	983	984	

解除申請区域

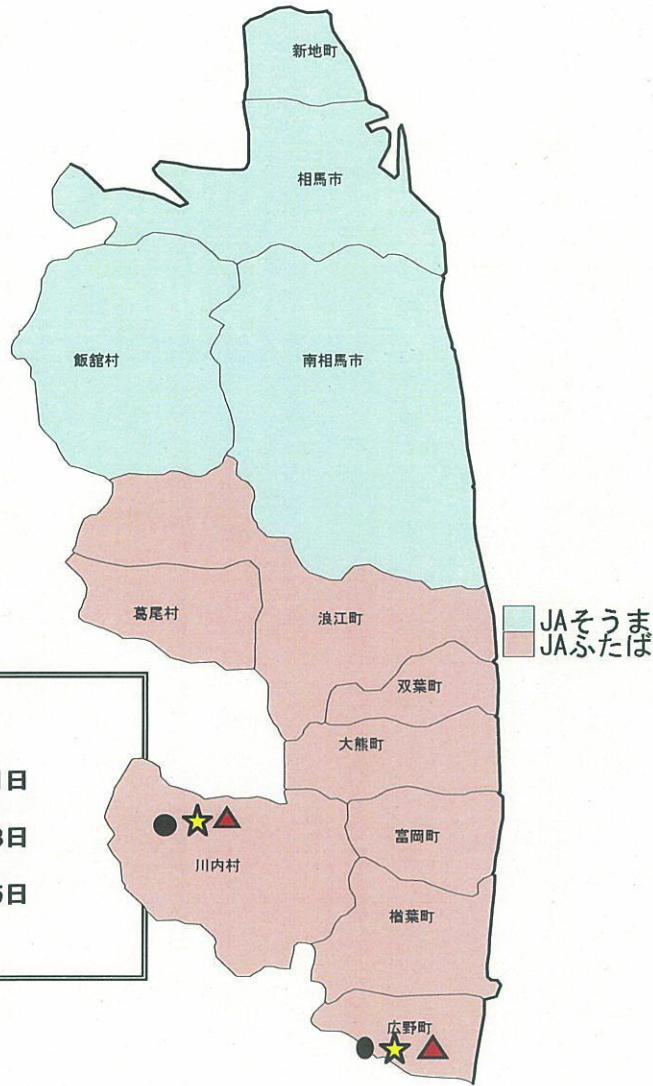
※平成18年度農林水産統計資料

相双地方(解除申請区域)における検査の割合100%

$$\left[\frac{\text{検査の割合}}{\text{検査対象市町村の出荷量}} = \frac{\text{相双地方(解除申請区域)の出荷量}}{\text{相双地方(解除申請区域)の出荷量}} \right]$$

相双地方「ブロッコリー」モニタリング計画

(別添3)



■ブロッコリー生産状況

市町村名	作付面積 ① ha	収穫量 ② t	出荷量 ③ t	検査対象 市町村
広野町	1	8	5	○
川内村	1	3	2	○
檜葉町	2	15	8	
相馬市	11	70	52	
南相馬市	170	1,200	1,090	
新地町	4	34	27	
富岡町	4	24	19	
大熊町	3	17	11	
双葉町	4	28	19	
浪江町	12	78	61	
葛尾村	1	3	1	
飯館村	37	316	292	
地方合計	246	1,770	1,572	
解除申請区域計	2	11	7	
合計	640	6,000	5,220	

解除申請区域

※平成18年度農林水産統計資料

相双地方(解除申請区域)における検査の割合100%

$$\left[\begin{array}{l} \text{検査の} \\ \text{割合} \end{array} \rightarrow \frac{\text{検査対象市町村の出荷量}}{\text{相双地方(解除申請区域)の出荷量}} \right]$$